令和８年１１月１８日募集開始

横手市ネーミングライツ・パートナー募集要項
【特定募集型】

１．趣旨

本要項は、「横手市ネーミングライツ導入に係る基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、横手市ネーミングライツ・パートナーの募集について、必要な事項を定めるものです。

２．愛称の基本条件

（１）市民や施設等利用者にとって、親しみやすさや呼びやすさなど、理解が得られる愛称であること。

（２）横手市広告掲載要綱第３条の基準を満たすものであること。

（３）市民や施設等利用者の混乱を避けるため、契約期間内において、愛称の変更はできないこと。

（４）その他

・市民や施設等利用者の混乱を避けるため、正式名称を併記するなどの措置を講ずる場合があります。また、提案いただいた愛称の表記等については提案の意図を損なわない範囲内で協議させていただく場合があります。

・募集する対象施設の個別の条件につきましては、次ページの「４．対象施設」をご確認ください。

３．愛称の使用期間（契約期間）

原則として令和９年４月から３年以上とし、使用期間の最終日は最終年度末とします。

４．対象施設

施設名	所在地	希望額(年)	愛称の条件
横手市生涯学習館 Ao-na１階スタジオ	横手市駅前町２番 １２号	50 万円	「スタジオ」を愛称に含めること。

※詳細は別紙「施設概要」をご参照ください。

※施設全体ではなく、施設内の１居室を対象としたネーミングライツとなります。

５．費用負担

市とネーミングライツ・パートナーの費用負担は次表のとおりとします。

ネーミングライツ・パートナーが負担する費用は、ネーミングライツ料とは別に負担する必要があります。

区　分	横手市	ネーミングライツ パートナー
対象施設の敷地内の看板等の表示変更		○
対象施設の敷地外の看板等の表示変更 (道路案内表示含む)		○
契約期間終了後の原状回復		○
市が発行するパンフレット、封筒等の印刷物や市ホームページの表示変更	○	

※敷地外の看板等の表示変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示について変更し、新規看板の設置については、設置の可否も含めて協議します。

※市で発行している印刷物については、残部数や改定時期を考慮し、ネーミングライツ・パートナーと協議のうえ、変更時期を決定するものとします。

６．応募資格

次の要件の全てを満たす法人格を有する団体が応募できるものとします。

① 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反していないこと。
② 公序良俗に反する事業を行っていないこと。
③ 公租公課を滞納していないこと。
④ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定により一般競争入札の参加を制限されていないこと。
⑤ 横手市入札指名停止等取扱基準による指名停止等を受けていないこと。
⑥ 破産法（平成１６年法律第７５号）による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）による更正手続開始の申立て、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）による再生手続開始の申立て又は会社法（平成１７年法律第８６号）による清算の申立てがなされていないこと。
⑦ 政治団体又は宗教団体でないこと。
⑧ 法人の代表者等（非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者）が、暴力団（横手市暴力団排除条例（平成２４年横手市条例第２号。以下、「排除条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（排除条例第２条第２号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。並びに暴力団又は暴力団員が経営又は運営に実質的に関与している団体と密接な関係がないこと。
⑨ 指定管理者制度を導入している施設にあっては、現在の指定管理者の事業目的と競合しないこと（現在の指定管理者及びその関連企業は除く）。

７．申し込み方法

（１）申込書類

① 横手市ネーミングライツ・パートナー申込書（様式１）
② 団体（会社等の）概要（任意様式）
③ 直近２事業年度分の決算報告書
④ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）※発行日から３ヶ月以内のもの
⑤ 納税証明書（法人税、消費税、都道府県税の滞納がないことの証明書で、発行日から３ヶ月以内のもの。）
※市税分は、申込者の同意に基づいて調査、確認を行います。

（２）提出部数１部

（３）提出方法

申込書類は、郵送・直接持参・電子申請のいずれかの方法で横手市財産経営課（横手市役所本庁舎）へご提出ください。いずれの提出方法の場合も締切日必着とします（直接持参の場合は、募集期間内の土曜、日曜及び祝日を除く、午前９時から午後５時までにご提出願います。最終日の締切も午後５時までとなります)。

（４）再募集等

募集期間を経過しても応募がなかった場合、再募集を行うことがあります。また、募集を取りやめる場合もあります。

（５）留意事項

① 申込みに際しては、基本方針を必ずご確認ください。
② 申込みに要する経費は全て応募者負担とします。
③ 申込書類等はネーミングライツ審査委員会へ提示するほか、関係機関に意見を聞く目的で使用することがあります。
④ 申込書類等は返却しません。また、横手市情報公開条例に基づき開示する場合があります。

８．募集期間

令和８年１１月１８日（水）から令和８年１２月２５日（金）まで

９．質問事項の受付と回答

募集要項等の質問事項については、以下のとおり受付・回答を行います。

（１）受付期間

令和８年１２月１８日（金）午後５時まで（必着）

（２）質問方法

様式２「ネーミングライツに関する質問票」に必要事項を記入の上、電子メールを送信または電子申請してください。電話などによる個別の質問にはお答えできません。

（３）提出先

横手市 財務部 財産経営課 財産活用係

メールアドレス　kanzai@city.yokote.lg.jp

（４）回答方法と時期

質問の内容及び回答については、原則として市ホームページにて公表します。（質問した企業名・団体名は公表いたしません。）

随時、質問があり次第、受付から５日以内を目安に回答を公表します。

１０．優先交渉権者の選定方法

募集期間終了後、基本方針に定める選定基準に基づき、ネーミングライツ審査委員会において優先交渉権者を選定します。その後、市と優先交渉権者が協議を行い、協議が調った場合にネーミングライツ・パートナーとして決定し、ネーミングライツに関する契約を締結します。

１１．お申し込み・お問い合わせ先

〒０１３－８６０１

横手市中央町８番２号　横手市役所本庁舎内

横手市 財務部 財産経営課 財産活用係

電　話　：０１８２－３５－２１６８（直通）

ＦＡＸ　：０１８２－３２－４６５５

メールアドレス：kanzai@city.yokote.lg.jp

（様式１）

横手市ネーミングライツ・パートナー申込書

令和　　年　　月　　日

横手市長　様

所　　在　　地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
法人又は団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
代表者職・氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

横手市ネーミングライツ基本方針及び募集要項に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申し込みます。

記

応募内容	施設名称	
	施設の愛称	
	愛称の選定理由	
	ネーミングライツ料	年額＿＿＿＿＿＿万円（消費税及び地方消費税を含む） ※１万円単位（千円以下は記載しないこと。）
	契約期間	＿＿＿＿＿＿間 （令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで）
	応募動機	
	社会貢献活動の実績や予定	
	特記事項	

申込者	法人又は団体名称		
	主たる事務所の所在地		
	業　　種		
	業務内容		
	連絡先	郵便番号･所在地	〒　　－
		担当部署	
		担当者役職･氏名	
		電話番号	
		ＦＡＸ番号	
		Ｅ－ｍａｉｌ	

【添付書類】

① 団体（会社等の）概要（任意様式）
② 直近２事業年度分の決算報告書
③ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）※発行日から３ヶ月以内のもの
④ 納税証明書（法人税、消費税、都道府県税の滞納がないことの証明書で、発行日から３ヶ月以内のもの）
※市税分は、申込者の同意に基づいて調査、確認を行います。

※応募に当たっては、下記の誓約を確認のうえ、□にレを記入すること。

私は、この度の応募を行うに当たり、次の事項について誓約・同意します。

□ 横手市ネーミングライツ・パートナー募集要項に定める応募資格の要件を全て満たしています。

□ 提出書類の内容は事実と相違ありません。また、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して市が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

□ 市税等の滞納が無いことを市が調査、確認することに同意します。

【個人情報の取り扱い】

この申込書の提出に伴い収集した情報は、ネーミングライツ・パートナーの選定のためにのみ使用し、それ以外の目的に使用することはありません。

（様式２）

横手市役所財務部財産経営課　あて
メールアドレス
kanzai@city.yokote.lg.jp

ネーミングライツ・パートナー申込に関する質問票

令和　　年　　月　　日

施　設　名		
質問内容		
連　絡　先	法人又は団体名	
	郵便番号・所在地	〒　　－
	担　当　者　部　署	
	担当者役職・氏名	
	電　話　番　号	
	Ｆ　Ａ　Ｘ　番　号	
	Ｅ　－　ｍ　ａ　ｉ　ｌ	

【別紙】

横手市生涯学習館Ao-na（１階）スタジオ　施設概要

施設名称	横手市生涯学習館Ao-na（あおーな） （１階）スタジオ
所在地	横手市駅前町２番１２号
電話番号	０１８２－３２－２６６２
FAX番号	０１８２－３２－５８３０
ホームページ	https://www.city.yokote.lg.jp/ao-na/1011247/1011248/1011255.html

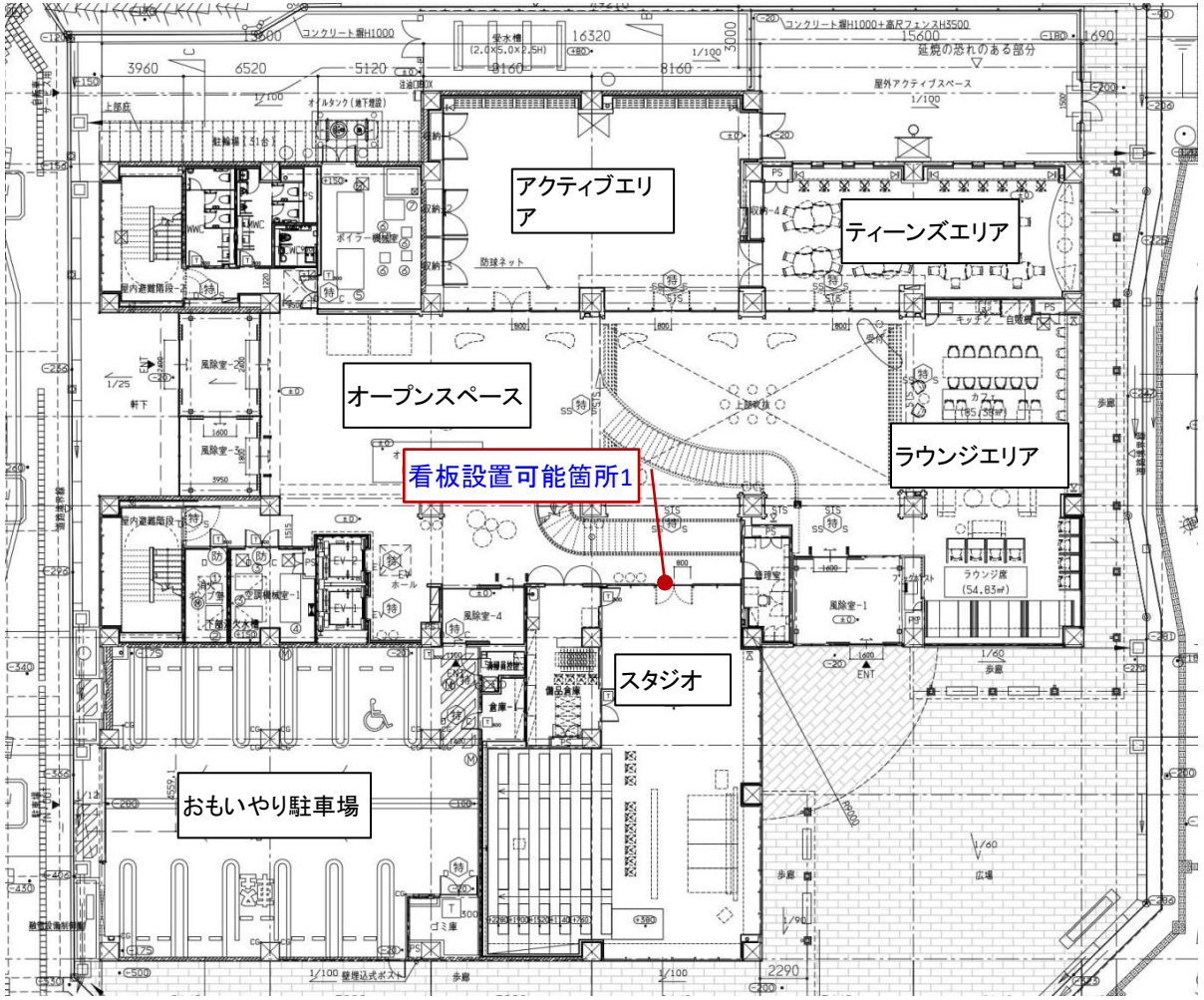


設置年月日	令和6年9月14日		
設置根拠	横手市生涯学習館設置条例		
設置目的	市民が生涯に行うあらゆる学習の場を提供することにより、市民文化の向上並びにまちなか再生及びにぎわい創出を図る。		
建物規模／構造	4,242.62㎡　／　鉄筋コンクリート造－４階建		
主な施設内容	Ao-na１階にある居室で、移動可能な机10台・椅子40脚・据付のひな壇90席を備えたスタジオ。 音響・照明設備、プロジェクター設置済。 多様な催し（講演会・研修会・発表会など）に利用可能。		
イベント等の開催状況	Ｒ６年度　１３５件、５，３０１人 Ｒ７年度　２６３件、１２，２８５人 各種イベントや研修会、サークル活動など多種多様。 企業や個人が主催するイベントや市関連事業での利用。 （※以上の貸館利用としての実績を下記「利用者人数」欄にも記載しているが、貸館予約がない時間帯はフリーで利用いただいており、その利用者数も含めると倍ぐらいの人数になると推計される）		
利用者人数	Ｒ５年度　－人	Ｒ６年度　5,301人	Ｒ７年度　12,285人
指定管理者	無し		
指定管理者の指定期間	－		
看板設置可能箇所数（愛称表示可能箇所）	１箇所 ※看板設置可能箇所位置図・写真帳は別添のとおり		
希望価格	年間５０万円		
その他	Ａｏ－ｎａ全体の来館者数： ・開館以降通算（R6.9.14～R8.9.30）約９０万人 ・令和7年度通年（R7.4.1～R8.3.31）約４３万人 ・１日平均　1,200人台		

施設担当部・課	横手市教育総務部 生涯学習課 Ao-na係	電話番号	0182-32-2662
		FAX番号	0182-32-5830
		メール	ao-na@city.yokote.lg.jp

看板設置可能箇所位置図

【施設名】 生涯学習館Ao-na　スタジオ



写真帳 （看板設置可能箇所）

【施設名】 生涯学習館Ao-na スタジオ

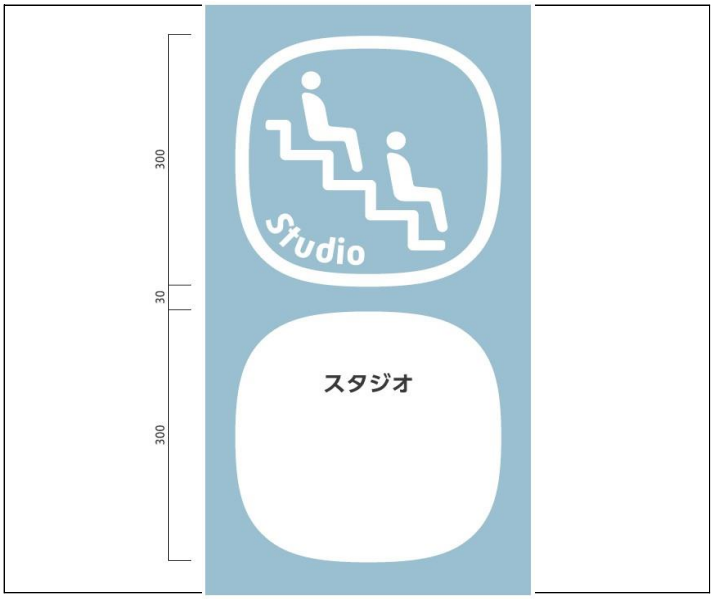


番　号：　1
撮影日：
項　目：

赤色の部分に愛称サイン設置可能



番　号：　1（拡大）
撮影日：
項　目：



番　号：　1（サイン寸法）
撮影日：
項　目：